

一審判決を破棄し

有罪判決を求む!

東元経営陣の責任を追及する
福島原発刑事訴訟

2023年1月18日 判決
東京高等裁判所

控訴審判決行動予定 2023年1月18日(水)

11:00 高裁前アピール(11:40頃まで)

14:00 開廷

判決旗出し

14:30 裁判併行集会 弁護士会館2階講堂 クレオ

時刻未定 閉廷後に裁判報告集会を開催します

※傍聴抽選時刻は1週間前頃に発表されます。

事前に裁判所HPか支援団HPをご確認ください。



被告人は東元会長、元副社長ら3名

彼らが無罪でいいのですか?

福島原発事故の刑事責任を問う唯一の裁判

福島原発事故に関連して、多くの人が命を失い、人生を狂わされました。原発事故の刑事責任を問うため、2012年6月に福島県民1,324人が刑事告訴をしました。11月には全国の約13,262人が第二次の刑事告訴・告発を行いました。

検察庁はこれを不起訴処分としましたが、一般有権者からなる検察審査会は、東電元経営陣3人を強制起訴するべきと議決しました。



検察官による起訴ではないため、裁判で罪を追及するのは裁判所指定の弁護士となった

東京地裁「全員無罪」の判決に控訴

東京地裁での一審では38回にわたる公判が開かれ、福島第一原発が浸水するほどの津波が来る可能性を把握し、社員が津波対策工事の準備をしていたのに、それを被告人ら経営陣が先送りにしたことなどが明らかになりました。ところが永淵健一裁判長は「全員無罪」の判決を下したのです。検察官役を務める指定弁護士は控訴し、東京高裁で控訴審が開かれました。

東京高裁は有罪判決の自判または一審差戻を！

控訴審は結審し、2023年1月18日に判決が言い渡されます。これまでの裁判で有罪になるだけの証拠は積み上がりましたが、結審後に避難者訴訟の最高裁判決や、東電株主代表訴訟の地裁判決など重要判決が下されています。東京高裁は自ら有罪判決を下すか、慎重を期すならこれらを詳細に審理するための一審への差戻をするべきです。



東電株主代表訴訟では役員4人の責任を認め13兆円の賠償を命じた



福島原発刑事訴訟支援団

福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1

info@shien-dan.org

080-5739-7279

<https://shien-dan.org/>

詳しくは支援団ウェブサイトへ→

